

司法試験

令和6年司法試験分析会
民事系
講師オリジナルレジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 246804

LL24680

R6 司法試験・民事系 分析会レジュメ

(一応の水準～良好のラインの予想)

第1 民法 設問1は軽めにし、設問2にどれだけ分量を避けて充実させられたかがカギ。

1 設問1(1)

ア 占有権原の抗弁について、BC間の契約①が他人物賃貸借であること、無権代理と相続に類した処理等を踏まえて結論を出せれば一応の水準。559・561や相続の条文を丁寧に示せば良好に近づく。

イ 留置権の「物に関して生じた債権」の自説を論拠と共に示し、全要件を網羅的に(特に295Ⅱも含めて)あてはめ出来れば一応の水準。規範を正確に示し、かつ、明渡請求時に他人物賃貸借が履行不能になる点から、損害賠償請求権発生時点では債務者と返還請求権者が同一ともいえる点など悩みを出し、過失の認定を的確にできれば良好に近づく。

2 設問1(2)

ア 611Ⅰに言及し、あてはめできれば一応の水準。訴訟物として703・704等を示し、611Ⅰを請求原因に位置付けて正確に記載し、かつ文言に丁寧に当てはめれば良好に近づく。

イ 608Ⅰ及び607の2に言及して一定の解を出せれば一応の水準。必要費の定義を示し、607の2の場合でも必要費は請求できるが相当額に制限されるべきことを述べれば良好に近づく。

3 設問2(ここで大量点を狙いたい)

所有権に基づく返還請求であることを示し、その請求原因を認定のうえ、抗弁以下として、95Ⅰ～Ⅳ(登記の要否含む)と177条に言及し、概ね正確に記載できれば一応の水準。95条各項の要件に網羅的に言及し、かつ「重要」性、「表示」、「第三者」等の意義を正確に示したうえで、登記の要否に関して位置づけを正確に示しつつ(特に権利保護要件と対抗要件の区別)、登記欠缺の反論の可否を認定していれば良好に近づく。

第2 商法 現場思考要素強い。無理せず、基本に忠実に条文に即して主張を構成できたかがカギ。

1 設問1

小問1 385条を示して「取締役」ではない点から直接適用を否定したうえで、その趣旨を踏まえて、類推適用を議論していれば一応の水準。そのうえで、株主による総会開催の場合、「取締役」を「株主」と読み替える点(298Ⅰ括弧書き)や、株主としての利益ではなく会社の利益のために開催請求する点で法令を遵守すべきことが求められる等実質的・形式的な理由付けが充実し、かつ「著しい損害」について役員構成の全面的な変更は会社に著しい影響を与える点に言及するなどして説得的に書けれ

ば良好に近づく。

小問2 831条を示し、本案としては会社からの利益供与ではないため120条の直接適用ができない点を踏まえたうえで、120条類推による決議方法の法令違反、ないし120条類推ではなく招集手続又は決議方法の著しい不公正、にあてはめ、120条類推した場合は裁量棄却にも言及していれば一応の水準。120条類推する場合にモリテックス事件(百選31参照)を意識して規範を立てたり、委任状ではなく書面による議決権行使の場面でありかつ招集通知に同封されていた点に着目するなど本件事案の特殊性を踏まえて答えれば良好に近づく。

2 設問2

株式併合について無効の訴えが法定されていないことを前提に(828条参照)、828条を類推するか、株主総会決議の効力が否定されれば株式併合が無効となる点を踏まえて無効確認・決議取消を示し、平等原則違反、831条1項3号等複数本案要件を検討できれば一応の水準。これに加え、平等原則違反の規範を立てたり、少数株主の締め出しという本件計画自体は会社法上特に禁止されていない点、831条1項3号の各要件の規範を正確に踏まえ、要件を網羅的に検討していれば良好に近づく。

第3 民訴

1 小問1

任意的訴訟担当の意義・要件を判例に近い形で示し、事案の差を何らかの形で示してあてはめできれば一応の水準(ここで差がついたか)。組合の業務執行者と単なり単なる共有者の一人に過ぎないものの、共有者全員の同意で訴訟上・訴訟外の業務がX1に授權されている点で同視しうる点や、弁護士代理の原則の潜脱防止の趣旨等条文も踏まえて実質的な理由が述べられれば良好に近づく(ただしややマイナー気味な論点であり無理はしない)。

2 小問2

自白の定義・要件を示し、原則として自白に当たりそうであることを踏まえて、自白の不成立又は撤回可能との結論を導けば一応の水準。自白の意義・要件について正確に各規範を示して丁寧に当てはめ、かつ、不要証効・撤回制限効の根拠にまで遡り、かつ事例6の特徴(争点整理という弁済の一般的目的だけでなく、本件の第1回弁済が争点整理の前提として信頼関係破壊の有無に関する自由な議論を行うために行われたという点)を踏まえて解が出されれば良好に近づく。

3 小問3

既判力の趣旨及び遮断効の根拠を踏まえ、反対方向の結論を想定して自分の立場を述べていけば一応の水準(反対の結論を取る見解にも留意とある)。既判力の趣旨・遮断効の根拠と結び付けたうえで、基準時前に主張することが現実問題として困難であ

った事情（賃借物件内という外部からは認識困難な場所での事象であること、セミナー参加者との接点がなければ資料等の提供を受けることは現実的に不可能であること等）を複数挙げて検討できていれば良好に近づく。

第4 今後の学習に関して

1 民事系の基本的発想の重要性

→当事者の立場で、条文・判例に基づき法的主張を構成する、を徹底すること

。 典型的な抗弁（特に物権的請求）に関しては事前にリストを持っておく（民訴でも）

2 網羅的な要件検討の重要性（誘導に乗るタイプの行政法・民訴を除く全科目共通）

→要件検討で拾い漏れはNG

3 論点ではなく「争点」を考える意識

→改正によって論点は減少傾向、事案から条文や判例にあてはめる中で争点に気づけ

4 取れるところでの意識

→難問で無理して取りにいかず最低限書いて済ませる、取れるところで落とさない（配点への留意）。無理はしない。

5 事実の双方向での検討の重要性

→事実を、要件充足性の肯定方向、否定方向の双方向で指摘することで深まりが出る

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL24680